

2008年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：民事法（商法）

A株式会社は、甲事業を営むB株式会社の総株主の議決権の70%を有し、また、C株式会社の総株主の議決権の全部を有している。B社・C社ともに、議決権のある普通株式のほかには株式を発行していない。

(1) A社は、①A社またはC社とB社が組織再編の当事会社となり、②B社の少数株主にはそのB社株式と引換えにA社株式を交付し、③A社の100%子会社が甲事業を営むことになるようなかたちで、組織再編を実施したいと考えた。会社法上、どのような方法がありうるか。

(2) A社は、(1)の方法に代えて、A社を存続会社、B社を消滅会社とし、A社株式を合併対価とする吸収合併を行うことを企画した。A社の株式は1株2000円の価値を、B社の株式は1株1000円の価値を有するものであったが、合併契約において、B社株主に対するA社株式の割当比率（合併比率）は、B社株式4株に対してA社株式1株の割合と定められていた（合併交付金はない）。B社の株主総会ではA社の賛成により合併契約が承認された。合併比率が不当だと考えるB社の株主Xは、会社法上、どのような手段をとることができるか。